## 登録申請書に添付する書類

建設キャリアアップシステムの「技能者情報登録申請」では、該当する下記の証明書類(写し)が必要になります。「→の数字」は「技能者情報登録申請書」に記入する項目番号です。

※登録する情報を正確に証明するための、証明書類(有効期限のあるものは有効期限内のもの)の添付を確認させていた だいております。

## 全員が必ず添付するもの

## ①本人確認書類(写し) (4~5ページ参照)



# ②登録料金の払込受領書(原本) (3ページ参照)



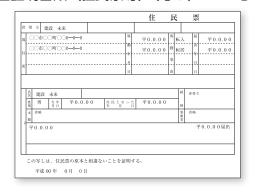
コンビニエンスストアの 払込受領書

## ③建設キャリアアップカード 用顔写真



## 情報を証明するために必要な書類

### ●通称名証明書類(住民票等)(写し) → 4- ⑤



## ●外国籍証明書類(写し)→ 4- ⑩

- ☆ 在留カード (写し)
- ☆ 特別永住者証明書(写し)
- ☆ 住民票(写し)※国籍・在留資格・在留期間が明記されている
- **※ 提出は☆印の証明書類の内、いずれか一点でかまいません。**



### ●加入社会保険等証明書類

- ・健康保険(写し)→6-①
  - ☆ 健康保険被保険者証(写し)(19ページ参照)
  - **※ 健康保険の健康保険被保険者記号・番号、保険者番号は、必ずマスキングして(消して)ください。**



- ・年金保険(写し)→6-②
  - ☆ 厚生年金等加入証明書(写し)
  - ☆ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(写し)
  - **※ 年金保険の基礎年金番号は、必ずマスキングして(消して)く** ださい。
  - ※ 本人以外の氏名などが記載されている場合は、必ずマスキング して(消して)ください。



- ・雇用保険(写し)→6-3
  - ☆ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)(写し)



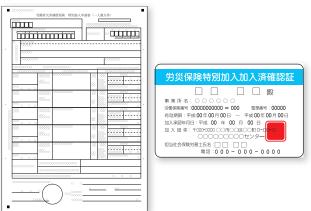
- ・建設業退職金共済制度(写し)→6-④
  - ☆ 建設業退職金共済手帳(写し)



・中小企業退職金共済制度(写し)→6-⑤ ☆中小企業退職金共済手帳(写し)



- ・労災保険特別加入(写し)→6-⑥
  - ☆ 労働者災害補償保険特別加入申請書(写し)
  - ☆ 労災保険特別加入 加入証(写し)
  - ※ 労災保険特別加入証明書類(写し)は、通常(民間など)の労災保険の証明書類と異なります。必ず、「特別加入」と記載されている書類を添付してください(通常の労災保険証明書類は提出不要)。



- ●主任技術者になるために必要な学歴を証明する書類→ 8- ③
- ●登録基幹技能者証明書類(写し)→9



●保有資格証明書類(写し)→10



- ●研修受講証明書類(写し)→11
- ●表彰証明書類(写し)→12
- ※ 本人確認書類(写し)や証明書類(写し)は、鮮明にコピーしてください。
- ※ 有効期限のある証明書類は、有効期限内のものをご提出ください。
- ※ 本人以外の氏名などが記載されている場合は、必ずマスキングして(消して)ください。

個人情報保護の観点から、マスキングすべき箇所にマスキングがされていない場合、運営主体で実施する場合があります。あらかじめご了承ください。